

## 『非住宅建築物の内装木質化に関する建築物木材利用促進協定』



(株) イトーキは、

- ①令和12 年までに設計・施工を手掛ける非住宅空間の内装木質化において原則、国産材を利用し、国産材利用量を過去 5 年間の726m<sup>3</sup>から今後 5 年間で3,250m<sup>3</sup>まで増やす。
- ②内装木質化の際には、机・椅子・テーブルや収納棚などの家具や什器についても積極的に木材を利用する。
- ③内装木質化に利用する木材については、合法性確認木材等を利用する。等を内容とする協定を、農林水産省と締結。

協定締結日：令和7年12月18日

有効期間：協定締結日～令和12年12月末

対象区域：全国